文化庁長官 殿

申請者 住所 氏名

現状変更の計画変更書の提出について

令和 年 月 日付け 受庁財第4号の で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更をする必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いします。

- 史跡名勝天然記念物の別及び名称 天然記念物及び名勝 佐渡小木海岸
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 現状変更の申請内容
- 4 現状変更の計画内容を変更する理由 ※必要に応じて別紙に記載すること
- 5 現状変更に係る地域の地番
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間

許可された期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 変更後の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (計画内容の変更に伴い、期間を延長する場合に記載すること。なお、この場合には、別途期間変更届けの手続きは不要とする。)

- 7 申請者が所有者以外の場合 ※該当する場合に記載
- 8 管理団体の住所、氏名又は名称 新潟県佐渡市千種232 佐渡市長 渡辺竜五
- 8 その他に添付することが必要な書類
 - ・変更前、変更後の変更内容が確認できる図面等
 - ・計画内容を変更する必要が生じた軽微な仕様に関する写真等
 - ・現状変更に係る地域の現況写真等
 - ・管理団体の意見書

など

(注1) 軽微な仕様(材質、色、形状)の変更について

材質の変更とは、鉄製から木製の柵への変更、色の変更とは原色から中間色への看板の 色彩変更、形状の変更とは、照明等設置工事において、当初は高さ3mのハイポールタイ プを設置する計画から、高さ80cmのフットライトタイプに変更する場合等が該当する。

(注2) 文化財に配慮されている場合について

保存管理計画等が策定されている場合には、当該変更が保存管理計画等において許容されている場合。策定されていない場合には、変更前よりも、当該文化財への影響や周囲の 景観等に与える影響が少なくなる場合などが該当する。

(注3) これらの判断について

いずれにしても、これらが該当するかどうかについては事前に担当部署への確認が必要。